

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別障害給付金の額の改定）</p> <p>第一条の二 平成三十年四月以降の月分の特別障害給付金については、法第四条中「四万円」とあるのは「<u>四万千三百二十円</u>」と、「五万円」とあるのは「<u>五万千六百五十円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p>	<p>（特別障害給付金の額の改定）</p> <p>第一条の二 平成二十九年四月以降の月分の特別障害給付金については、法第四条中「四万円」とあるのは「<u>四万千二百二十円</u>」と、「五万円」とあるのは「<u>五万千四百円</u>」と読み替えて、法の規定を適用する。</p>